

〔ふるさと納税（寄付金）の制度のしくみ〕

地方公共団体へ2,000円（下限額）を超える寄付を行ったとき、一定の限度額まで所得控除及び税額控除することができます。

○所得税－所得控除

次のいずれか低い方の金額				
ア 寄付金の合計額				
イ 年間所得金額の40%相当額				
	−2,000円	=		控除される額

○住民税－税額控除

地方公共団体に対する寄付金	−2,000円	×10%	=	住民税の基本控除額 (A)
---------------	---------	------	---	---------------

地方公共団体に対する寄付金	−2,000円	×90%	=	住民税の特例控除額 (B)
		−0~40%		

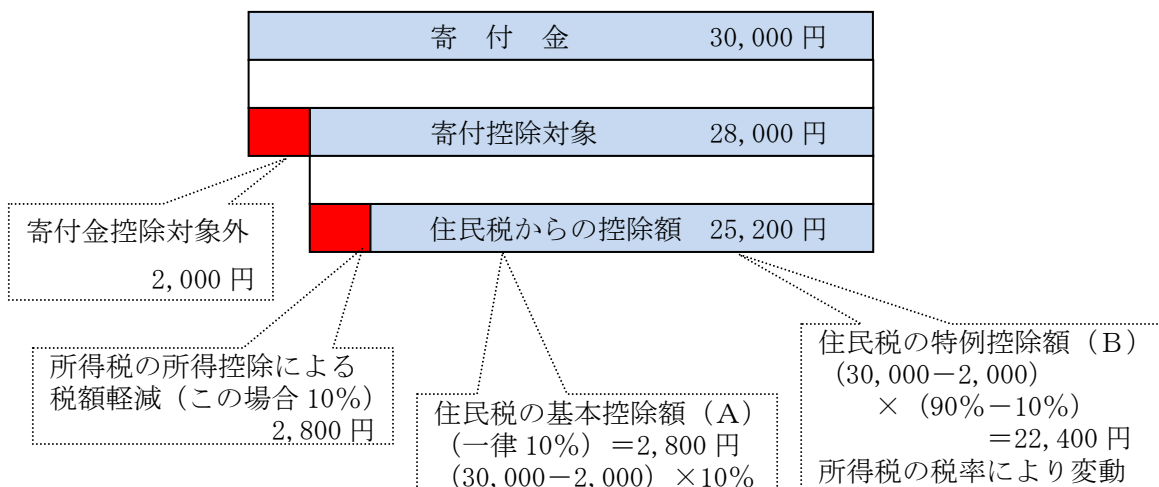
寄付された方に適用される所得税の税率

個人住民税所得割額の1割を限度

(A) と (B) の合計額が税額控除される。

< 寄付金控除の計算イメージ >

給与収入700万円で夫婦、子供2人の場合で、地方公共団体へ30,000円の寄付を行った場合〔所得税の税率10% 住民税所得割額293,500円〕



※ 1月1日から12月31日に行った寄付について、翌年の3月15日まで
に最寄りの税務署に確定申告を行ってください。